

改正 昭和61年5月30日教育委員会規則第15号 平成6年10月1日教育委員会規則第14号  
平成12年3月6日教育委員会規則第4号 平成12年12月11日教育委員会規則第18号  
平成19年9月19日教育委員会規則第11号 平成22年1月26日教育委員会規則第1号  
令和3年3月31日教育委員会規則第6号

公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則をここに公布する。

公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

北海道教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第1項及び第23条第19号並びに許可認可等臨時措置令（昭和19年勅令第351号）第4条第1項及び文部省関係許可認可等臨時措置令施行規則（昭和44年文部省令第6号）の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 公益信託の引受けの許可（第2条—第4条）
- 第3章 公益信託の監督
  - 第1節 許可等（第5条—第23条）
  - 第2節 届出、報告等（第24条—第28条）
  - 第3節 検査（第29条）
  - 第4節 書類帳簿の備付け及び保存（第30条）
- 第4章 公益信託の終了（第31条—第33条）
- 第5章 補則（第33条の2—第34条）

附則

- 第1章 総則  
（趣旨）

第1条 この教育委員会規則は、文部科学省の所掌事項に係る事業を目的とする公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号。以下「法」という。）第1条の公益信託のうち、北海道教育委員会の所掌に属するものの引受けの許可、監督及び終了に関し必要な事項を定めるものとする。

- 第2章 公益信託の引受けの許可  
（引受許可の申請）

第2条 法第2条第1項の規定により北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けて公益信託の引受けをしようとする者は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 設定趣意書
- (2) 信託行為
- (3) 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産が現金以外のものである場合にあってはそのものの権利及び価格を証する書類
- (4) 委託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（委託者となるべき者が法人、組合又はこれらに準ずるもの（以下「法人等」という。）である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び主たる業務並びに代表者の氏名及び住所（以下「名称等」という。）を記載した書類及びその定款、寄附行為、組合契約書又はこれらに相当するもの（以下「定款等」という。））
- (5) 受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（受託者となるべき者が法人である場合は、その名称等を記載した書類及びその定款又は寄附行為）
- (6) 信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類
- (7) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数並びにその構成員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類

- (8) 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあっては、引受け後2年間)の事業計画書及び予算書
  - (9) 児童、生徒又は学生に対する学資金の給与又は貸与その他育英奨学に関する事業を行う場合にあっては、その事業を行う方法案を記載した書類
  - (10) 受託者となるべき者の代表者による申請の場合にあっては、その権限を証する書類
  - (11) その他教育長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、代理人によってすることができる。この場合においては、許可申請書に、その権限を証する書類を添付しなければならない。

(引受許可の告示)

第3条 法第2条第1項の規定により公益信託の引受けを許可したときは、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(財産移転の報告)

第4条 法第2条第1項の規定により教育委員会から公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく、第2条第1項第3号に掲げる信託財産に属する財産となるべきものの移転を受け、報告書に財産目録及び財産の移転を証する書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。

### 第3章 公益信託の監督

#### 第1節 許可等

(信託の変更に係る書類の提出)

第5条 法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、受託者は次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
  - (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 2 前項の信託の変更が公益信託の目的又は事業の変更に係るものであって、事業計画書又は予算書に重要な変更を要することとなる場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び予算書を添付しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第6条 法第6条の規定により、信託の変更について教育委員会の許可を受けようとするときは、受託者は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
  - (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
  - (3) 信託行為に定める変更の手続を経たことを証する書類
- 2 前項の信託の変更が公益信託の目的又は事業の変更に係るものであって、事業計画書又は予算書に重要な変更を要することとなる場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び予算書を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第6条の2 法第6条の規定により、信託の併合について教育委員会の許可を受けようとするときは、受託者は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (3) 信託法(平成18年法律第108号。以下「信託法」という。)第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
- (4) 第2条第3号及び第6号から第11号に掲げる書類(第8号の書類にあっては、信託の併合当初の信託事務年度及び翌信託事務年度又は信託の併合後2年間の事業計画書及び予算書)

(吸収信託分割の許可の申請)

第6条の3 法第6条の規定により、信託法第2条第11項に規定する吸収信託分割(以下「吸収信託分割」という。)について教育委員会の許可を受けようとするときは、受託者は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (3) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定め

る吸収信託分割の手續を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第6条の4 法第6条の規定により、信託法第2条第11項に規定する新規信託分割（以下「新規信託分割」という。）について教育委員会の許可を受けようとするときは、受託者は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (3) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手續を経たことを証する書類
- (4) 第2条第3号及び第6号から第11号に掲げる書類（第8号の書類にあっては、新規信託分割当初の信託事務年度及び翌信託事務年度又は新規信託分割後2年間の事業計画書及び予算書）  
(変更等後の信託行為の作成の報告)

第7条 第5条から前条までの規定による信託の変更等があったときは、受託者は、遅滞なく、変更等後の信託行為を作成し、報告書にこれを添えて教育委員会に報告しなければならない。

(信託の変更等の告示)

第8条 第5条から第6条の4までの規定による信託の変更等が公益信託の名称、目的又は事業の変更に係る場合は、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(受託者の辞任の許可の申請)

第9条 法第7条の規定により、受託者の辞任について教育委員会の許可を受けようとするときは、受託者は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 辞任の理由を記載した書類
- (2) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (4) 信託行為に定める辞任の手續を経たことを証する書類  
(信託管理人の選任の請求)

第10条 信託法第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条の規定により、教育委員会に信託管理人の選任を請求しようとするときは、委託者、その相続人その他の利害関係人は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 第2条第1項第6号に掲げる書類  
(検査役の選任の請求)

第11条 信託法第46条第1項及び法第8条の規定により、教育委員会に検査役の選任を請求しようとするときは、委託者又は信託管理人は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類  
(受託者の解任の請求)

第12条 信託法第58条第4項及び法第8条の規定により、教育委員会に受託者の解任を請求しようとするときは、委託者又は信託管理人は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類  
(新たな受託者の選任の請求)

第13条 信託法第62条第4項及び法第8条の規定により、教育委員会に新たな受託者の選任を請求しようとするときは、利害関係人は、申請書に第2条第5号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(信託財産管理命令の請求)

第14条 信託法第63条第1項及び法第8条の規定により、教育委員会に信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、利害関係人は、申

請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類  
(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第15条 信託法第66条第4項及び法第8条の規定により、保存行為等の範囲を超える行為について教育委員会の許可を受けようとするときは、信託財産管理者は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。  
(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第16条 信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により、信託財産管理者の辞任について教育委員会の許可を受けようとするときは、信託財産管理者は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 辞任の理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。  
(信託財産管理者等の解任の請求)

第17条 信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により、教育委員会に信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、委託者又は信託管理人は、申請書に解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。  
(信託財産法人管理命令の請求)

第18条 信託法第74条第2項及び法第8条の規定により、教育委員会に信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、利害関係人は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類  
(信託管理人の辞任の許可の申請)

第19条 信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により、信託管理人の辞任について教育委員会の許可を受けようとするときは、信託管理人は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 辞任の理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類  
(信託管理人の解任の請求)

第20条 信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により、教育委員会に信託管理人の解任を請求しようとするときは、委託者又は他の信託管理人は、申請書に解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請しなければならない。

(新たな信託管理人の選任の請求)

第21条 信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により、教育委

員会に新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、利害関係人は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第6号に掲げる履歴書及び就任承諾書  
(信託の終了の請求)

第22条 信託法第165条第1項及び法第8条の規定により、教育委員会に信託の終了を請求しようとするときは、委託者、受託者又は信託管理人は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類  
(承認申請)

第23条 信託行為に定める事項について、信託行為の定めるところにより教育委員会の承認を受けようとするときは、受託者は、教育長の定めるところにより、その旨を申請しなければならない。

#### 第2節 届出、報告等

(事業計画等の届出)

第24条 受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、毎年。以下同じ。）開始前に、届出書に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 翌信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、翌年）の事業計画書及び予算書
  - (2) 前号に掲げる書類が信託行為に定める作成の手続を経たことを証する書類
- 2 前項の届出をした後に、事業計画書及び予算書に重要な変更を加えたときは、受託者は、遅滞なく、届出書に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に届け出なければならない。引受け当初の信託事務年度の事業計画書及び予算書に重要な変更を加えたときも、同じとする。
- (1) 事業計画書及び予算書の変更事項並びにその理由を記載した書類
  - (2) 変更後の事業計画書及び予算書
  - (3) 信託行為に定める変更の手続を経たことを証する書類

(事業状況等の報告)

第25条 受託者は、毎信託事務年度開始後3月以内に、報告書に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 前信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、前年。以下同じ。）の事業報告書並びに収支計算書及び貸借対照表（貸借対照表を作成しない場合を除く。）
- (2) 前信託事務年度末現在の財産目録及び財産の増減の理由を記載した書類
- (3) 前2号に掲げる書類が信託行為に定める作成の手続を経たことを証する書類

2 受託者は、前項の報告をした後、遅滞なく、法第4条第2項に定める公告をしなければならない。

(受託者の任務の終了の届出)

第26条 信託法第56条の規定により受託者の任務が終了したときは、委託者、その相続人、受託者又は信託管理人は、遅滞なく、届出書にこれを証する書類を添えて教育委員会に届け出なければならない。

(委託者の死亡等の報告)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者は、遅滞なく、報告書により教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 委託者が死亡したとき（委託者が法人等である場合は、解散したとき。）。
- (2) 委託者、受託者又は信託管理人の氏名、職業又は住所に変更があったとき（委託者が法人等である場合又は受託者が法人である場合は、その名称、主たる事務所の所在地若しくは主たる業務又は代表者の氏名若しくは住所に変更があったとき。）。
- (3) 信託管理人又は運営委員会等の構成員に異動があったとき（第10条の規定による選任の場合を除く。）。

2 前項第3号による報告の場合にあっては、信託行為に定める選任の手続を経たことを証する書類及び新任の信託管理人又は運営委員会等の構成員に係る場合は、第2条第1項第6号又は第7号に掲げる書類の写しをそれぞれ添付しなければならない。

(その他の報告及び資料の提出)

第28条 前4条に定めるもののほか、教育委員会が法第3条の規定に基づき信託業務の監督に関し必要な報告又は資料の提出を求めたときは、受託者は、遅滞なく、報告し、又は資料を提出しなければならない。

### 第3節 検査

(検査)

第29条 法第4条第1項の検査は、教育長の指定する職員により行う。

2 前項の職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

### 第4節 書類帳簿の備付け及び保存

第30条 受託者は、事務所に、次の表の左欄に掲げる書類及び帳簿を備え、当該右欄に定める期間保存しなければならない。

左欄	右欄
(1) 引受許可に関する書類 (2) 信託行為及びその変更に関する書類 (3) 教育委員会その他の行政庁の許可、認可その他の処分に関する書類(前2号に掲げるものを除く。) (4) 登記及び登録に関する書類 (5) 委託者、その相続人及び受託者の名簿及び略歴書 (これらのものが法人等である場合は、その定款等) (6) 信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び選任に関する書類 (7) 信託管理人の職務執行に関する書類 (8) 運営委員会等の議事録	永久
(9) 事業計画書及び予算書並びに事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録 (10) 会計帳簿及び証拠書類	10年以上で信託行為に定める期間
(11) 教育委員会との往復文書	5年

## 第4章 公益信託の終了

(信託終了の報告)

第31条 信託法第163条又は第164条の規定により公益信託が終了したときは、受託者は、終了後1月以内、報告書に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 信託終了の理由を記載した書類
- (2) 信託終了時の財産目録
- (3) 信託行為に定める信託終了の手続を経たことを証する書類

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、報告書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度(信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、信託の清算が終了した日の属する年)の事業報告書及び収支計算書
- (2) 信託の清算終了時における財産目録
- (3) 残余財産の処分に関する書類

(信託終了の告示)

第32条 信託法第163条又は第164条の規定により公益信託が終了したときは、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(残余財産処分の許可申請)

第33条 信託終了に伴う残余財産の処分について、信託行為の定めるところにより教育委員会の許可

を受けようとするときは、受託者は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 残余財産の処分について次の事項を記載した書類
  - ア 処分の方法
  - イ 処分しようとする財産の種類及び総額
  - ウ 処分の相手方の氏名及び住所（処分の相手方が法人等である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - エ その他参考となるべき事項
- (2) 信託終了時の財産目録
- (3) 財産の権利及び価格を証する書類
- (4) 信託行為に定める残余財産の処分の手続を経たことを証する書類

#### 第5章 補則

(申請書等の提出方法)

第33条の2 前各条の規定にかかわらず、教育委員会に対し行う手続のために必要な書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第34条 この教育委員会規則に定める許可等の申請並びに届出及び報告の書類の様式その他の細則は、教育長が定める。

#### 附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年5月30日教育委員会規則第15号）

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年10月1日教育委員会規則第14号抄）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月6日教育委員会規則第4号）

この教育委員会規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月11日教育委員会規則第18号）

この教育委員会規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年9月19日教育委員会規則第11号）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、平成19年9月30日から施行する。

（北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部改正）

2 北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則（平成18年北海道教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成22年1月26日教育委員会規則第1号抄）

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和3年3月31日教育委員会規則第5号）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。